

ひとり親家庭への支援

問合せ こども未来課 ☎ 33 8721

離婚や死別などにより、20歳未満の子どもをひとりで養育している母子家庭や父子家庭などに対する支援サービスや制度を紹介します

支援サービスの利用や制度の手続きには、申請や登録が必要です。事前にこども未来課へ相談ください。

生活支援

① 児童扶養手当

ひとり親家庭など（祖父母などの養育者も含む）に対し、自立促進と福祉の増進のために支給される手当です。認定請求の手続きが必要です。

② ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担の3分の2を助成します（食事療養費などを除く）。受給資格の申請が必要です。

③ ひとり親家庭等日常生活支援

自立に必要な就学や就職活動または病気などで日常生活に支障がある場合などに、家庭支援員を派遣し、子どもの保育や家事を行います。事前の登録が必要です。家庭の状況に応じ、利用料の負担もあります。

④ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

修学資金・就学支度資金・技能習得資金などの貸し付けを行っています。（問合せ 県南広域本部福祉課 ☎ 33 8756）

就労支援

① ひとり親家庭自立支援訓練給付金

就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合に、費用の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）を給付します。対象講座は雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。

② ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母または父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で1年以上修業する場合に、訓練促進費を給付します。

● 対象資格 看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士など

相談支援

① ひとり親家庭相談

● 対象期間 資格の取得に要する修業期間（上限4年）

仕事や住まいなどの困りごと、就職や資格取得の相談など、母子・父子自立支援員が相談に応じています。

● とき 平日 午前9時～午後5時

● 問合せ 市民相談室 ☎ 33 4452

② 就労自立支援・専門相談

自立支援のための就業相談、生活相談などを受け付けています。離婚、養育費について弁護士による無料相談（要予約）もあります。

● とき

火～金曜日 午前9時～午後7時
土・日曜日 午前9時～午後5時

● 問合せ 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 096-331-6736

学習支援（地域の学習教室）

県では、ひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学びの場や安らぎの居場所を提供する事業を行っています。また学習指導も行っています。

● とき 毎週土曜日 ※時間は問い合わせください。

● ところ カトリック八代教会

● 対象 小学1年生～中学3年生

● 費用 無料

● 申込み・問合せ 地域の学習教室
代表橋本 ☎ 090-2858-6349

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している人の現況届は8月31日(水)までです

11月以降の1年間の手当支給と医療費助成を決定するため、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は手当の支給と助成が受けられませんので、注意してください。